



(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				7	8	5	1	3	8	7
(前年からの繰越額)				2	6	9	3	2	7	6
(本年の収入額)				5	1	5	8	1	1	1
支 出 総 額				1	9	9	0	1	0	4
翌年への繰越額				5	8	6	1	2	8	3
				4	6	2	3	7	8	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金 額										0
員 数										0 <sup>人</sup>

(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額							備 考		
(ア) 個人からの寄附				1	4	1	8	1	1	1
(うち特定寄附)					1	8	0	6	1	1
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0
(ウ) 政治団体からの寄附				3	7	4	0	0	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				5	1	5	8	1	1	1
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				3	9	2	0	6	1	1
イ 政党匿名寄附										0
合計 (ア + イ)				5	1	5	8	1	1	1
				3	9	2	0	6	1	1





(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

## (1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十 億	百 万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			2 2 8	8 0 0	
(4) 事 務 所 費			1 0 0	8 8 0	
小 計			3 2 9	6 8 0	
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費				0	
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		1	6 6 0	4 2 4	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		1	6 6 0	4 2 4	
イ 宣 伝 事 業 費				0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計		1	6 6 0	4 2 4	
合 計		1	9 9 0	1 0 4	







(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年2月7日

政治団体の名称      竹仁会

会計責任者の氏名      井上 徹

代表者の氏名  
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

## (収支報告書訂正履歴)

訂正年月日	様式	変更のあった項目名	変更前の値	変更後の値	変更区分	参照(行番号)
令和7年2月3日	その2	収入総額	6,613,887	7,851,387	変更	
令和7年2月3日	その2	本年の収入額	3,920,611	5,158,111	変更	
令和7年2月3日	その2	翌年への繰越額	4,623,783	5,861,283	変更	
令和7年2月3日	その2	個人からの寄附	180,611	1,418,111	変更	
令和7年2月3日	その2	寄附(イを除く)の小計	3,920,611	5,158,111	変更	
令和7年2月3日	その2	寄附の合計	3,920,611	5,158,111	変更	
令和7年2月3日	その7 1.個人	金額	130,611	1,368,111	変更	2行目
令和7年2月3日	その7 1.個人	この頁の小計	180,611	1,418,111	変更	
令和7年2月3日	その7 1.個人	合計	180,611	1,418,111	変更	

# 政治資金監査報告書

令和6年2月7日

竹 仁 会  
代表 竹 詰 仁 殿

登録政治資金監査人 山元俊一

登録番号 第5965号

研修修了年月日 令和4年10月28日



## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、竹仁会の令和5年の法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿等について、支出に関する政治資金監査を行った。なお、これらの書類を以下「会計帳簿等の関係書類」という。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、竹仁会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると山元俊一が判断したため、私の属する山元俊一税理士事務所の主たる事務所(東京都豊島区西池袋2-26-5)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿等の関係書類が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿に支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

## 3 業務制限

竹仁会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、竹仁会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以上